

函館市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱

(目的)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の22の規定に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成および自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）およびその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行うとともに、関係機関の連絡調整その他の事業を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、函館市とする。

(実施方法)

第3条 事業は、第5条に定める事業を行うに相当であると認めた社会福祉法人等の事業者へ委託して実施することとし、事業者は事業内容に沿った実施計画を策定するとともに、保健師、社会福祉士等で相談支援業務に従事した経験のある者を自立支援員として配置し、担当課職員や関係機関との連携により実施するものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、函館市に居住する小慢児童等およびその家族とする。

(事業内容)

第5条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 小児慢性特定疾病児童等自立支援員（以下「自立支援員」という。）による支援

ア 小慢児童等の状況・希望等を踏まえ、自立・就労に向け、地域における各種支援策の活用についての実施機関との調整、小慢児童等が自立に向けた計画を策定することの支援およびフォローアップ等を実施する。

イ 小慢児童等への個別支援として、学校、企業等との連絡調整、

各種機関・団体の実施している支援策について情報の提供等を行う。

ウ 函館市慢性疾病児童等地域支援協議会の構成員として、協議に参加し、取組の報告および意見陳述等を行う。

(2) 相談支援事業

小慢児童等とその家族の持つ様々なニーズに対応した相談支援を実施する。

(個人情報の管理・保護)

第6条 事業者は、小慢児童等の個人情報の漏洩防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(実施上の留意事項)

第7条 事業の実施にあたっては、相談受付票等を備えて、継続的支援の実施に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。